設けて、その番号を記載する。第27条の４第５項の規定により、第27条の３の３第３項第１号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第27条の４第５項の規定により、第27条の３の３第３項第２号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第２項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、特許法第43条第２項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の３の３第３項第３号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第２項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、２以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】
　【国・地域名】
　【出願日】
　【出願番号】
　（【出願の区分】）
　（【アクセスコード】）
　（【優先権証明書提供国（機関）】）
　（【提供国（機関）における出願の番号】）
【パリ条約による優先権等の主張】
　【国・地域名】
　【出願日】
　【出願番号】
　（【出願の区分】）
　（【アクセスコード】）
　（【優先権証明書提供国（機関）】）
　（【提供国（機関）における出願の番号】）

29～41　［略］

様式第26の２（第23条関係）

【書類名】　特許願
【整理番号】
【特記事項】　特許法第36条の２第１項の規定による特許出願
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
（【国際特許分類】）
【発明者】
　【住所又は居所】
　【氏名】

の番号を記載する。第27条の４第５項の規定により、第27条の３の３第３項第１号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第27条の４第５項の規定により、第27条の３の３第３項第２号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第２項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国(機関)における出願の番号】」を設けて、特許法第43条第２項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の３の３第３項第３号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第２項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、２以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】
　【国名】
　【出願日】
　【出願番号】
　（【出願の区分】）
　（【アクセスコード】）
　（【優先権証明書提供国（機関）】）
　（【提供国（機関）における出願の番号】）
【パリ条約による優先権等の主張】
　【国名】
　【出願日】
　【出願番号】
　（【出願の区分】）
　（【アクセスコード】）
　（【優先権証明書提供国（機関）】）
　（【提供国（機関）における出願の番号】）

29～41　［略］

様式第26の２（第23条関係）

【書類名】　特許願
【整理番号】
【特記事項】　特許法第36条の２第１項の規定による特許出願
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
（【国際特許分類】）
【発明者】
　【住所又は居所】
　【氏名】